



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

国保だより

No.198 (令和4年4月発行)

国保の加入者

(令和4年2月28日現在)

世帯数 65,450世帯

被保険者数 90,381人

江東区生活支援部医療保険課 FAX 03-3647-8443(課)
〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎03-3647-9111(代表)
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/>

職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを!!

国民健康保険に加入中の方が、就職や扶養認定により職場の健康保険などに加入した時は、国民健康保険をやめる手続きをしてください。原則、職場が手続きを代行することはありませんのでご注意ください。

窓口で手続きする場合

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①職場の健康保険証 | } 国保をやめる方
全員分 |
| ②国民健康保険証 | |
| ③マイナンバーが確認できるもの(*1) | |
| ④手続きに来る方のマイナンバーが確認できるもの(*1) | |
| ⑤手続きに来る方の身元確認書類(*2) | |

以上の書類を持って、窓口までお越しください。

【受付窓口】

- ・江東区役所 (2階7番窓口)
- ・各出張所、豊洲特別出張所

郵送で手続きする場合

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ①職場の健康保険証のコピー | } 国保をやめる方
全員分 |
| ②国民健康保険証 (原本) | |
| ③マイナンバーが確認できるもの(*1)のコピー | |
| ④手続きする方のマイナンバーが確認できるもの(*1)のコピー | |
| ⑤手続きする方の身元確認書類(*2)のコピー | |

以上の書類を江東区役所まで郵送してください。

(※コピーの余白に、国保をやめる旨と日中連絡がつく電話番号の記入をお願いします。)

【送付先】 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
江東区 医療保険課 資格賦課係

(*1) マイナンバーが確認できるもの…マイナンバーカード、通知カード (記載された氏名・住所等が住民票記載事項と一致するもの)、マイナンバーの記載された住民票の写しなど

(*2) 身元確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど (※有効期限内のもの)

令和4年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は6月中旬にお送りします

保険料の計算方法の詳細については、2ページをご覧ください。

所得の申告をお願いします

所得が不明な場合、所得が一定基準以下の世帯に適用される保険料均等割額の減額、高額療養費自己負担限度額の軽減、入院時の食事代の減額などが受けられない場合があります。

世帯主と国保加入者の方は、収入が無い場合でも、保険料算定等のため、所得の申告をお願いします。

※ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要の場合があります。

- ・所得が給与や年金のみの方で支払者 (勤務先・年金機構) から各支払報告書の提出がされている方
- ・確定申告または住民税申告をされた方
- ・税法上の扶養親族となっている方

■資格賦課係 ☎03-3647-3167・03-3647-8520■

令和4年度国民健康保険料の計算方法が決まりました

①～③の合計が令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の世帯の年間保険料額です。

① 医療分（医療費等の財源）

●均等割額
加入者数
× **42,100円** [前年度より3,300円増]



●年間限度額：**65万円** [前年度より2万円増]

●所得割額
加入者全員の『年間所得額』
× **7.16%** [前年度より0.03ポイント増]

② 支援金分（後期高齢者医療制度の支援金）

●均等割額
加入者数
× **13,200円** [前年度と同額]



●年間限度額：**20万円** [前年度より1万円増]

●所得割額
加入者全員の『年間所得額』
× **2.28%** [前年度より0.13ポイント減]

③ 介護分（介護納付金分）

●均等割額
40～64歳の加入者数
× **16,600円** [前年度より400円減]



●年間限度額：**17万円** [前年度と同額]

●所得割額
40～64歳加入者の『年間所得額』
× **2.31%** [前年度より0.06ポイント減]

※「年間所得額」とは…所得割額の算定のもととなる金額です。

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額43万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います。）

保険料の負担軽減

均等割額の減額

世帯主（国保に加入していない方を含む）と国保加入者の前年の総所得金額等（退職所得は除く）の合計が一定の基準以下になる世帯は、保険料の均等割額が減額されます。減額の基準については、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保 令和4年度版」の17ページをご覧ください。

旧被扶養者の方への軽減

被用者保険（会社の健康保険等。国保組合は対象外）から後期高齢者医療制度へ移行した方に扶養されていた**65歳以上**の方は、申請すると保険料の軽減措置を受けることができます。●軽減内容…所得割額を免除 ●均等割額を最大5割軽減（最長2年）

未就学児への軽減

令和4年度の保険料から未就学児の均等割額を5割減額します。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う減免

東日本大震災により、被災、避難された皆様には心よりお見舞い申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者に対する一部負担金の免除と保険料の減免が令和4年度も延長されました。

前年度に保険料の減免を受けた方には、別途お知らせをお送りします。詳細は下記までお問い合わせください。

その他の軽減

上記の他にも、「非自発的な失業による軽減」「条例による減免」などの保険料軽減の制度があります。詳しくは、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保 令和4年度版」の17～18ページをご覧ください。

■ 保険料の軽減・減免に関すること・・・資格課係 ☎03-3647-8520 ■

■ 一部負担金の免除に関すること・・・保険給付係 ☎03-3647-3168 ■

保険料の納付方法

◆口座振替でのお支払い（特別徴収以外の方は原則口座振替をご利用ください）

毎月月末（金融機関等が休業日にあたる場合は翌営業日）に指定の口座から振替をします。（6月期から3月期までの計10回）

キャッシュカードによるお申し込み

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行、東京ベイ信用金庫、東京東信用金庫に口座をお持ちの場合は、専用端末器にキャッシュカードを通し暗証番号を入力することで、印鑑不要で手続きできます。保険証とキャッシュカードをお持ちのうえ、保険料係（区役所2階8番窓口）・各出張所にてお申し込みください。（生体認証機能付きカード等、一部利用できないカードがあります）

口座振替依頼書によるお申し込み

①保険証 ②普通預金（総合口座）通帳 ③通帳にご使用の印鑑をお持ちのうえ、保険料係（区役所2階8番窓口）・各出張所にて口座振替依頼書にご記入いただく方法です。なお、郵送による手続きもできますので、保険料係までご連絡ください。

◆年金からのお支払い（特別徴収）

下記①～⑤すべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から差し引かれます。

- ①世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ②同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である（ただし世帯主が年度内に75歳に達する場合を除く）
- ③世帯主の公的年金受給額が年間18万円以上である
- ④世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤国民健康保険料と介護保険料の1回の支払い額の合計が1回の年金受給額（主に老齢基礎年金の金額）の2分の1を超えない



昨年度以前から特別徴収（年金からのお支払い）の方

4、6、8月の年金からは、直前の2月と同額をお支払いいただきます（これを仮徴収といいます）。10、12、翌年2月の年金からは、6月に決定する令和4年度分の年間保険料から4、6、8月分を引き、残りの金額を3回に割り振ってお支払いいただきます。

今年度から特別徴収（年金からのお支払い）になる方

年間保険料の約半分を6、7、8、9月期の4回に分けて納付書や口座振替でお支払いいただきます。残額を10、12、翌年2月の3回に分けて年金からお支払いいただきます。

*「特別徴収」の対象となっている方でも、年金引き落としを希望されない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに2～4か月かかります）。下記までご連絡ください。

◆納付書でのお支払い（6月期から3月期までの計10回でお支払いいただきます）

お近くの金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、区役所（2階8番窓口）、各出張所をご利用ください。

◆Pay-easy（ペイジー）によるお支払い

ペイジーマーク付きの納付書で、ATM（ペイジー対応型）や、パソコン・スマートフォンから納付ができます。払込手数料は無料です。

※パソコン・スマートフォンによるお支払いは、事前に金融機関へインターネットバンキング登録が必要です。

◆クレジットカード決済

「ネット de モバイルレジ」、「モバイルレジクレジット」を利用して、パソコン・スマートフォンからクレジットカードで納付ができます。なお、納付金額に応じた手数料がかかります。

※「yahoo! 公金支払い」によるクレジットカード決済は令和4年3月30日で終了しました。

◆バーコード決済

（モバイルレジ・LINE Pay・Pay Pay・[d払い]・au PAY・J-Coin Pay(5月6日開始予定)）

納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリの決済機能を利用して納付ができます。

窓口等でアプリの使用はできません。また、事前に利用登録、金額のチャージ等が必要です。

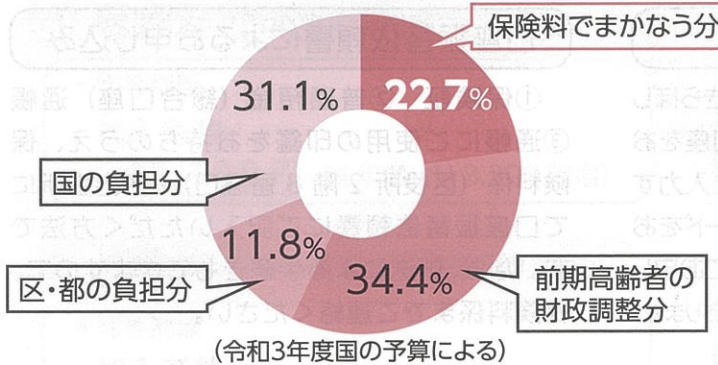
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

「健康・福祉」→「国民健康保険」→「国民健康保険料」→「保険料の納め方」

■ 保険料係 ☎03-3647-3169 ■

国保をささえる保険料

国保に加入されている方には、医療の給付を受ける「権利」と同時に保険料を支払う「義務」もあります。保険料は、国保制度運営のための重要な財源です。



ところでみなさん、医療費はどのようにまかなわれているか知っていますか？

みなさんが、医療機関などで支払った一部負担金を除いた残りの医療給付費の負担割合は、おおむね左図のようになっています。

お支払いいただいた保険料の使い道(令和2年度実績)

医療費や保健事業に.....	69.5%
後期高齢者医療保険の支援に.....	22.0%
介護保険事業に.....	8.5%

かしこく使おう ジェネリック医薬品(東京23区国保連携事業)

※現在、一部のジェネリック医薬品が供給不足となっています。ジェネリック医薬品をご希望の場合には、医師・薬剤師に十分にご相談ください。

ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品」は、特許期間の過ぎた新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、一般的に新薬よりも価格が安くなり、医療の質を落とさずに自己負担を軽くすることができます。継続的に服薬している方や、複数の薬を服薬している方は、節約効果が特に大きくなります。

また、増え続ける医療費全体を抑えることにもつながるため、利用促進にご理解とご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。

対象となる方へジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。(全ての被保険者に送付されるものではありません。)

【対象者】生活習慣病に関する薬等の処方を受けていて、ジェネリック医薬品に切り替えることにより一定額以上の医療費の軽減が見込まれる方

【送付期間】令和4年5月以降、毎月下旬発送予定(同じ方に一定期間を開けて複数回送付することがあります。)

なお、ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありませんので、選択肢の一つとしてご検討ください。

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。また、症状などにより処方できない場合があります。

■医療保健係 ☎03-3647-8516 ■

マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました

●マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用には事前の申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。パソコン等の操作が不慣れな方やカードリーダーをお持ちでない方でも申込ができるように、区内3か所(区役所8階、総合区民センター2階、豊洲シビックセンター11階)に申込支援コーナーを開設しています。

■マイナンバーカードの保険証利用についての外部サイト <https://myna.go.jp/> ■

■マイナンバーカードの健康保険証利用に関すること 江東区マイナンバーカードコールセンター ☎0570-04-5010 ■

●マイナンバーカードの健康保険証利用に対応していない医療機関・薬局では、これまでどおり保険証が必要です。

●利用可能な医療機関等はこちらからご確認いただけます。

(厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

●マイナンバーカードの健康保険証利用ができる医療機関を受診する際に、高齢受給者証や限度額適用認定証等の持参が不要になります。

●令和2年度以降の健診結果をマイナポータルで閲覧できるようになります。

■マイナンバーカードについて マイナンバーカード総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 ■